

【国の基準による訪問型サービス】

訪問型独自サービス(独自) サービスコード表 (令和元年10月1日～)

八丈町

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援 1・2(週1回程度) 1,172単位		1,172
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		1,055
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援 1・2(週2回程度) 2,342単位		2,342
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		2,108
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程 度) 3,715単位		3,715
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		3,344
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算	200 単位加算		200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算		100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算		200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算	
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	
A2	6275	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	介護職員特定処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算	
A2	6279	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援 1・2(週1回程度) 39 単位		39
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一		事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		35
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援 1・2(週2回程度) 77 単位		77
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一		事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		69
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程 度) 122 単位		122
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一		事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		110
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算		
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		

1月につ  
き

1日  
につ  
き